（生徒・保護者向け）

『伊予市タブレット活用のルール』について

令和３年9月１日
伊予市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができると、家庭での学習や休校時のオンライン学習などに役立ちます。

タブレットを長期間大切に使っていくために、『伊予市タブレット活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

１ 目的

・タブレットの貸し出しは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関係ないことで使用してはいけません。
・新しい時代に必要となる資質・能力「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力」の習得を目指し、主体的・協働的な学びをより効果的にするためのツールの一つとして活用すること

２ 使用期間

・タブレット は、小学校を卒業するまで同じものを続けて貸し出します。小学校を卒業するときは返却して、中学校に入学したら、また別のものを卒業するまで貸し出します。
・転校するときには返却します。
・自分だけでなく、次に使う人も気持ちよく使えるよう、使用します。

３ 使用する場面

・学校と家庭で、学習活動のために使用します。
・登下校中は、タブレットをかばんの中に入れておきます。
・なくしたり、盗まれたり、落としてこわしたり、水に濡らしたりしないよう十分に気をつけ、ていねいに扱います。
・カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。
・画面は指や専用ペンで触れるようにします。鉛筆や筆記具用のペンで触れたり、落書きしたりしません。
・磁石を絶対に近づけてはいけません。

4 学校で使う場合

・授業中にタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
・休み時間や放課後に使うときは、先生が認めたこと以外に使わないようにします。

5 家庭で使う場合

・使用する場所と時間は家の人とよく話し合いましょう。
・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面から目を「30cm」以上離して「30分」に1度は「20秒」以上遠くを見たりして、ときどき目を休ませます。
・就寝1時間前は使用をひかえます。
・全員に充電用AC アダプターを貸し出すため、タブレットを自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときには、自宅で十分に充電しておきます。

6 保管

・学校での保管は、各教室などの充電保管庫にしまいます。
・家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。

7 安全な使用

・学習に関係のないウェブサイトにはアクセスしないようにします。（インターネットへの接続は履歴が残ります。）
・インターネットにはアクセス制限がかけられていますが、もしあやしいサイトを開いてしまったときは、すぐに操作をやめ、先生に知らせます。
・家庭で困ったときは、次の日に先生に言いましょう。

8 個人情報など

・自分のタブレットを他人に貸したり使わせたりしないようにします。
・自分のアカウントID・パスワードを絶対に他人に教えません。
・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネットやSNS、掲示板上に絶対に上げません。
・タブレットやインターネットを使って、相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは、絶対にしません。

9 カメラで撮影

・学習目的で先生が許可した時だけカメラで撮影できます。
・カメラ機能で誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず写る人の許可をもらいます。
・撮影した静止画や動画を勝手にSNSなどにアップしません。

10 データの保存

・学校のタブレットで作ったデータや、インターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけを保存します。

・USBメモリなどの外部装置・周辺機器は接続してはいけません。

11 設定の変更

・デスクトップのアイコンの位置や背景の画像、色などの設定は、勝手に変えません。

・アプリのインストール・アンインストール、設定の変更は先生の指示に従って行います。

※インストールとは、スマホ・パソコンなどの端末にアプリを保存すること

※アンインストールは、スマホ・パソコンなどの端末からアプリを完全に削除すること

12 不具合や故障など

・学校で、タブレット 本体やインターネットが使えなくなって、再起動しても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。

・家庭でタブレットをこわしたり、なくしたりしたときは次の日に学校に連絡します。

・故意、または重大な過失により破損・紛失した場合（わざと壊した場合や電車に置き忘れた結果紛失した場合など）は、原状回復の費用を負担していただくことがあります。

13 使用の制限

・『伊予市タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレット PC の使用を禁止することがあります。

14 その他

・タブレットの回線接続に関するサポートは、学校では行いません。

・家庭学習を行うためには、原則、タブレットなどの端末とインターネット接続環境が必要です。設置及び使用料などに係る費用負担は、全て使用者負担となります。

（家庭の無線（Wi-Fi）環境への接続は、保護者が行うこと）

（携帯通信（テザリング）では利用に際し、パケット通信料が多く発生するので注意すること）

※テザリングとは、スマートフォンなどのデータ通信を利用して、パソコンやタブレット端末、ゲーム機器などをインターネットに接続すること

※パケット通信料とは、インターネット、メール、アプリなどのスマホを使う時に消費するパケット通信にかかる料金のこと

・『伊予市タブレット活用のルール』に記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定します。決定後はその指示に従います。